

「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い(案)」に対するコメント

いつもお世話になっております。

会計に携わって数年の私ですが、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い(案)」に対するコメントを書かせていただきます。

販売費及び一般管理費となる事業税の外形基準部分の未払勘定は、財務諸表等規則第49条の1及び3に記載されています「未払法人税」ではなく未払事業所税といっしょにして「未払事業税等」になると思われます。

よって、財務諸表等規則第49条の3は「未払法人税等とは、法人税、住民税及び所得基準による事業税の未払額をいう」に変更になると思われます。

以上、かつてなコメントとなりましたがご参考になれば幸いです。